

平成26年度
第10回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成27年1月13日開会

高松市農業委員会

平成26年度第10回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年1月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任主事 穴吹 一雄

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 競売買受適格証明願について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- 議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
- 議案第15号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について
- 議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議長(農地部会長) ただ今から平成26年度第10回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は18人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は原田委員、三笠委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は18番森西委員、19番藤原委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、期間満了のため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、賃借人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、農地が耕作不適となったため、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番の1と2は、賃借人が別の農家に譲り渡すため、農地利用集積円滑化団体である高松市地域農業再生協議会を経由した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番は、賃借人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請36番のとおりです。

7番も、賃借人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2ページをお開きください。

8番も、賃借人が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

9番は、通作不便なため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約する

もので、離作補償は有りません。

10番も、通作不便なため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

11番、12番及び3ページの13番は、賃貸人が同一人で解約理由も同じであるため一括で御説明します。いずれも賃貸人が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請39番のとおりです。

14番は、借入人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭の支払いです。

15番も、借入人が兼業による経営縮小のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4ページをお開きください。

1番は、貸入人が自ら耕作するため、返還を受けたものです。

2番は、貸入人が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請8番のとおりです。

3番も、貸入人が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請25番のとおりです。

4番は、借入人が労力不足となったため、返還したものです。

5番は、借入人が通作不便なため、返還したものです。

6番も、借入人が通作不便なため、返還したものです。

7番は、貸入人が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請22番のとおりです。

5ページをお開きください。

8番は、貸入人が自ら耕作するため、返還を受けたものです。

9番は、貸入人が自ら耕作及び転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請25番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について15件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ

いてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成25年7月25日付けで賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていたが、入居者の入退去に左右されない安定収入を継続的に得るため、太陽光発電設備用地に変更するとともに、工事期間を延長するため事業計画変更申請が提出されたものです。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も12月2日までに受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適当であると考えます。併用宅地が102.83平方メートル有ります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

特別現地調査については、件数が多いことから先週1月9日に実施いたしました。現地調査委員を代表して森西委員より御説明をお願いいたします。

森西委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め藤原委員、谷口委員と私、森西の4名でした。それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

本件申請地は、高松市立香南中学校北西1.4キロメートルに在り、発電出力99キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを560枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は通作不便に加え、傾斜地で耕作に適さず休耕中のところ、これを有効活用して将来にわたり安定収入を得ようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月2日までに受付けられ転用の確実

性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が169.39平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が999.54平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、申請者が経営する賃貸共同住宅の入居者用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が97平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番と4番は、両申請者共有の宅地及び農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和33年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、農地への進入路としても利用していることから無断転用とはなりません。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の一部と申請地を利用して倉庫と車庫を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が705.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が24.28平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請17番に関連しています。

8ページをお開きください。

8番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号高松東バイパスや高松琴平電気鉄道長尾線の元山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

9番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを324枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系申込書も9月末までに受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が276平方メートル有ります。

10番は、農地及び宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路としても利用するものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農道拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性向上に資するものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請29番と関連しています。

12番は、二世帯の農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、後継者である子夫婦との同居に伴う宅地拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年11月に造成し倉庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が946.48平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、賃貸共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が896.42平方メートル有ります。

14番は、発電出力100キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを532枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者自らが経営する事業が繁忙のため農業経営を縮小せざるを得ず、自宅に近く管理がし易い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系申込書も9月末までに受付けされ、転用の確実性が認めら

れ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページをお開きください。

15番は、香川県が実施する河川改修事業により立ち退きとなるため、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地のうちで住宅建設が可能な農地は申請地しかないため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請32番と関連しています。

17番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年3月に造成し利用中ですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、家族の駐車場を確保するため非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が449.91平方メートル有ります。

19番は、隣接農地が分譲住宅用地として転用されることに伴い進入路を新設するため、納屋拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、農業経営施設でもあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が77.78平方メートル有ります。

20番は、発電出力44キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを176枚、11基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢のため農業経営を縮小し安定収入を得ようとするもので、代替地の検討もされた結果、自宅に近く管理がし易い申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系申込書も12月2日までに受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、不許可の例外に該当する既存施設である宅地の2分の1未満の拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年5月に造成済みですが、集团的に存する農地を蚕食・分断することもなく、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が814.44平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10ページをお開きください。

22番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

23番は、住宅敷地内に駐車スペースが取れないため、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、二世帯住宅で自動車保有台数が増えたことによるもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が871.04平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

24番は、住宅進入路確保のため、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、不許可の例外に該当する既存施設である宅地の2分の1未満の拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、既存の農家住宅には進入路がなく隣接地全てが農地であり、本来、土地改良事業を実施する際、非農地協議を行い進入路用地とすべきところ協議を行うこと無く、平成2年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が819.70平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋用地として拡張したもので、

他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が476.23平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について24件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

片山委員 議長——2番。

議長 2番——片山委員。

片山委員 21番と24番の案件について、農地区分が第1種農地であり、不許可の例外に該当するとの説明でしたが、不許可の例外はどういうものが該当するのですか。

多田農地係長 農業用施設その他地域の農業の振興に資する施設や住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの等があります。

川西農政課長 補足しますと、今の説明に加えまして、先ほど議案の御説明で申しましたように、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張も例外に該当するものです。したがって、21番・24番ともに両方の例外規定を満たしていることとなります。

議長 21番の転用理由は、進入路用地となっていますが、これも24番と同じく農家住宅の宅地拡張用地ということでもいいんですね。

川西農政課長 御指摘のとおりですが、より具体的に転用理由を記したということです。

議長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、平成24年8月27日付けで花崗土採取による農地造成用地として一時転用許可を受けていましたが、申請地は岩石が多く工事に手間取っていることから、工事完了日を平成26年12月30日から28年12月30日まで延長するため変更申請するものです。

2番は、平成25年5月31日付けで稼働中の食品加工場の隣接地を新たな工場用地として転用許可を受けていましたが、他所の工場を閉鎖し従業員を現工場に異動配属したため従業員用駐車場を確保する必要から露天駐車場用地とし、併せて工事完了日を平成25年12月30日から27年1月31日まで延長するため変更申請するものです。

なお、予定していた新工場は、近隣に建築されております。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

本件は、昭和46年5月27日付けで自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、経済状況の悪化から建築を中断し現在に至ったもので、年齢的に建築の意志が無く、新たな転用者が非農家の自己住宅用地として転用するため承継を伴う事業計画変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請1番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを

議題といたします。

現地調査委員を代表して森西委員及び藤原委員より御説明をお願いいたします。

森西委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の第5条特別議案書1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立太田小学校西300メートルに在り、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅や共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が52.59平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立太田中学校東600メートルに在り、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、所有者の妻が経営する不動産会社が自宅隣接農地を賃借し貸事務所を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市多肥出張所東150メートルに在り、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は転用者の事業現場に近く利便性が良く、大型の下水道管等を置くのに必要な広さであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は、別の会社が繁忙期に一時的な資材置場として継続利用していたもので、併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

藤原委員 4番からは、森西委員に代わって私の方から説明申しあげます。

2ページをお開きください。

4番の申請地は、高松琴平電気鉄道志度線六万寺駅西350メートルに在り、ドラッグストア一の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は国道11号に面し交通の利便性が良く、周辺は医療機関や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が538.67平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立牟礼北小学校南東200メートルに在り、11区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育施設が整い分譲住宅等により宅地化が進んだ閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が77.95平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、香川県立図書館南80メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し交通の利便性が良く、周辺は教育機関や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立勝賀中学校南400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み西側街区は用途地域が定められ、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西400メートルに在り、9区画の宅地分譲

用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育機関や商業施設が整い閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3.37平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知11番から13番までに関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案8件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

なお、敷地面積の合計が500平方メートルを超えますが、超過面積が124平方メートルで、農業上利用しがたい過小残地であり問題有りません。

14ページをお開きください。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

(三笠委員 午後2時57分入室)

4番は、隣接する建築物の解体工事受注に伴い、解体資材を置くため露天資材置場用地として、平成27年2月2日から同年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、県道266号線に面し工事現場の隣接で工事車両等の出入りがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番と6番は、所有者がそれぞれ農地を出し合って共同施工により、宅地及び農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、法人が賃借していた倉庫兼資材置場が火災により焼失し、同所での倉庫建替えが建築基準法の規制でできないため、他所で早急に資材置場を確保する必要に迫られ、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、事業拡大から新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

10番は、妻所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを203枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し自宅から近く施設の管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込書も12月2日までに受け付けられ、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、10番と同じ転用者が10番の申請地から150メートル離れた場所で、発電出力29.7キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを131枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し自宅から近く施設の管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、10番と同様に転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地の施工に際して、購入予定者等から南側県道へ抜けられるようにとの要望があったため、通路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分譲地からの通路として利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から100メートル、用途地域に50メートルと近接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の現実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

16番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水のための農地

法第3条第1項の規定による許可申請貸借権1番に関連しています。併用雑種地が28.68平方メートル有ります。

17番も、転用者が自己所有農地に賃貸共同住宅の建築計画をしたところ、農地の一部が土地整形のため既に隣接農地と交換されていることが判明したため、所有権を適正にするため、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実質交換済みであることや周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が24.28平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請7番及び同法第3条第1項の規定による許可申請3番に関連しています。

19番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページをお開きください。

22番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し用途地域にも近接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が29.80平方メートル有ります。

23番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

24番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近接し、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1.92平方メートル有ります。

27番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに一部に住宅を増築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が301.27平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18ページをお開きください。

28番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、周辺には幼稚園・小学校等の教育施設や市役所出張所等の公共施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、所有農地へ進入する農道が狭あいだでトラクター等の通行が困難なことから、農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請11番に関連しています。

30番は、墓地霊園・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、地元管理墓地公園に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、墓地経営許可も受け、みどり豊でうる

おいのある県土づくり条例に基づく開発協議も整い転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が832.92平方メートル有ります。

19ページをお開きください。

32番は、香川県が施工する河川改修事業により立ち退きとなるため、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、転用者所有地のうち、住宅建築が可能な農地を転用することに伴う最小限必要な隣接地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

33番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は教育・医療施設が整い閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

36番も、義母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

20ページをお開きください。

37番は、建築中の老人保健施設敷地内に駐車場を確保できないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

40番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、離れを建築するための住宅拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年に現住宅の建築の際、申請地内にはみ出して建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が335.77平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

41番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が54.05平方メートル有ります。

42番も、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、集落に接続して設置される分家住宅であり、不許可の例外に該当することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年12月に建築済みですが、集団的に存する農地を蚕食・

分断することもなく、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考
えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案34件であり
ます。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議
決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長——13番。

議 長 13番——富本委員。

富本委員 19番と20番の案件は、譲渡人と譲受人が同一人で転用理由も同じであり、転
用地もごく近接していると思われませんが、一方が一般議案で片方が特別議案と二つに分
けられているのはどういう理由でしょうか。一つにまとめるべきではないのですか。

川西農政課長 農地法の審査も他法令と足並みを揃える必要があります。お尋ねの2件
につきましては、19番と20番の転用地は市道で分断されており、都市計画法で定める開
発行為が一体開発とみなされず、一まとめにはできないものです。

富本委員 分かりました。そういうことならいたし方ないと思います。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相
当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定
による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問すること
に決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といた
します。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、
所有権について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、農業後継者へ部分贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするもの
です。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との
調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてののみ
御説明させていただきます。

2番も、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は引き続き野菜・果樹を
栽培するものです。

なお、島しょ部の下限面積は10アールで要件は満たしています。

3番は、共同住宅用地として転用許可を受ける土地と、土地整形のため交換するもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請17番に関連しています。

4番は、新規営農する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は梅を栽培するものです。

5番は、小作人が小作地を譲り受けるもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

6番と22ページの7番は、土地整形のため自作地を相互に交換するもので、取得後はそれぞれ水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が農業を廃止することから新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等4番が同時に提出されており要件を満たしています。

9番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稻・野菜・果樹を栽培するものです。

10番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が農業を廃止するため新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等3番が同時に提出されており要件を満たしています。

議案書23ページをお開きください。

12番は、譲渡人が労力不足であることから新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

13番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅として転用する際、排水管理設のため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請16番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため10年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

3番は、新規営農を希望する借人が、使用貸借により10年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

4番も、新規営農を希望する借人が、使用貸借により3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転14件、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第10号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

本件は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため、平成26年12月15日に申請されたものです。申請人は、配偶者所有の農地を競売により取得しようとするものであり、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、適格証明相当の御判断をいただいた場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の規定による許可申請を提出した場合、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をして良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、議案第10号 競売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 競売買受適格証明願については、買受適格として証明すること、また、その後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって、農地法第3条第1項の規定による許可申請を提出した場合、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により同法第3条第1項の規定による許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については、証明及び専決処

分により許可をすることに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番は、昭和50年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、納屋及び農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設並びに2アール未満の農業経営施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について2件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書27ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する

適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1を御覧ください。

平成26年11月25日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、平成26年11月21日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に、採石事業実施のため土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、牟礼町原地区の採石場で、協議者は1社です。開発計画の内容は、地目山林の約4.24ヘクタールについて、土工として切土269,309立方メートルの施工、防災施設として沈砂池を2箇所設置、植栽工として植栽18,678平方メートルの施工を計画しているものですが、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は、開発期間の延長であり完了日を平成27年2月20日から30年2月20日に変更するというものです。

現地調査は、平成26年12月24日に牟礼町担当農業委員と農業委員会第2地区担当職員で実施しました。

その結果、採石場周辺には農地が多少あり、裾野には農地が多数あることから、高松市長宛には、「本採石場の周辺には農地が多少あり、裾野に農地が多数あることから、採取行為に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、資料1の2を御覧ください。

平成26年12月17日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、平成26年12月10日付けで庵治町及び牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に、採石事業実施のため土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町及び牟礼町地区の採石場で、協議者は9社です。開発計画内容は、資料内容のとおり地目山林について、土工として切土の施工、防災施設として沈砂池を数箇所設置、植栽工の施工を計画しているものですが、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は、開発期間の延長であり完了日を平成27年2月9日から30年2月9日に変更するというものです。

現地調査は、平成26年12月24日に庵治町及び牟礼町担当農業委員と地区担当職員で実施しました。

その結果、採石場周辺には農地がなく、裾野に農地が多数あることから、高松市長宛には、「本採石場の周辺には農地がありませんが、採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答

したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の1を御覧ください。

平成26年12月10日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

これは、26年12月3日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、牟礼町原地区の採石場で、申請者は1社です。土石の採取場及び申請者は議案第13号の資料の1の1と同一であり、本件意見照会についても高松市長宛には、「本採取場の周辺には農地が多少あり、裾野に農地が多数あることから、採取行為に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

資料2-2を御覧ください。

平成26年12月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

これは、26年12月8日付けで庵治町及び牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、庵治町及び牟礼町地区の採石場で、申請者は9社です。土石の採取場及び申請者は議案第13号の資料の1の2と同一であり、本件意見照会についても高松市長宛には、「本採石場の周辺には農地がありませんが、採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第15号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本案件は、1ページのとおり、平成26年12月22日付けで香川町安原下第3号字下倉下地区の一部の地籍調査後における地目認定に関して高松市長から照会があったものです。

対象地区の範囲は、2ページの地図の太線囲みの区域から基盤整備済みの農地を除いた区域です。

現地調査は、27年1月6日に香川町安原下地区担当農業委員及び農業委員会事務局第4地区担当職員並びに土地改良課地籍調査室職員で実施しました。

3ページからの農地変更調書を御覧ください。

現地調査の結果、従前の農地又は農地の一部を農地と現認できたものは、3ページの3番・7番、4ページの11番・14番・16番、6ページの34番のとおり6件で、それ以外の34件については山林・宅地・雑種地・用悪水路・溜池・墓地など農地以外の土地で、農地変更調書のとおりでした。

また、農地が農地以外の土地に変更されているものについては、耕作不適のため長期間耕作放棄され山林化したものや、土地改良施設及び納屋等農業用施設の敷地として利用されているものが大半で、原状回復命令を発する事案は無いと判断されました。

そこで、高松市長へは、本資料の1枚目の3 市長への回答(案)に記載のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議有りません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません。」と回答しようとするものです。

以上、議案第15号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号は、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議有りません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません。」

との市長への回答案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

平成27年1月8日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、いずれも農地法上の問題は無いという報告を受けております。

資料の内容について御説明申し上げます。

農用地区域からの除外内容につきましては、1ページと2ページに各地区ごとの記載がありまして、2ページ下段に除外後の用途区分ごとの件数、面積内訳が記載されております。その右端に合計欄がございまして、12月受付分の除外申請の合計は53件、合計面積は42,069.02平方メートルとなっております。

以上、議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については、異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日前後に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成26年12月8日から27年1月9日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、11月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が4件、12月議決分といたしまして4条が12件、5条が39件、合計で4条が12件、5条が43件です。許可保留件数につきましては、11月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が4件、12月議決分といたしまして4条が2件、5条が5件、合計で4条が2件、5条が9件です。取下げにつきましては有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条関係につきまして、12月議決分の1番・8番が開発許可未了で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係につきまして、4月議決分の21番が開発許可未了で許可保留になっております。なお、本件につきましては、12月申請締切り後に取下げ申請が提出されておりますので、次回農地部会の取下げ案件になる予定です。また、8月議決分の28番が開発許可及び直近事業造成工事未了で許可保留になっております。また、11月議決分の7番・20番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

12月議決分の5番が開発許可未了で、10番が排水に係る水利組合の追加同意、開発許可及び直近事業造成工事未了で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

21番・25番・34番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第10回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

会 長

議事録署名委員
部 会 長

委 員

委 員

